

11月から 窓口の手続きをかんたんに

市役所の窓口で記入する申請書。何をどこに書けばいいのかわかりにくかったり、記入するのに時間がかかったりして、面倒に感じたことはありませんか。

そこで、皆さんの手続きを簡単にするために、デジタル技術を使った仕組みを市民課窓口を導入します。

書く手間を減らす「かんたん証明申請」

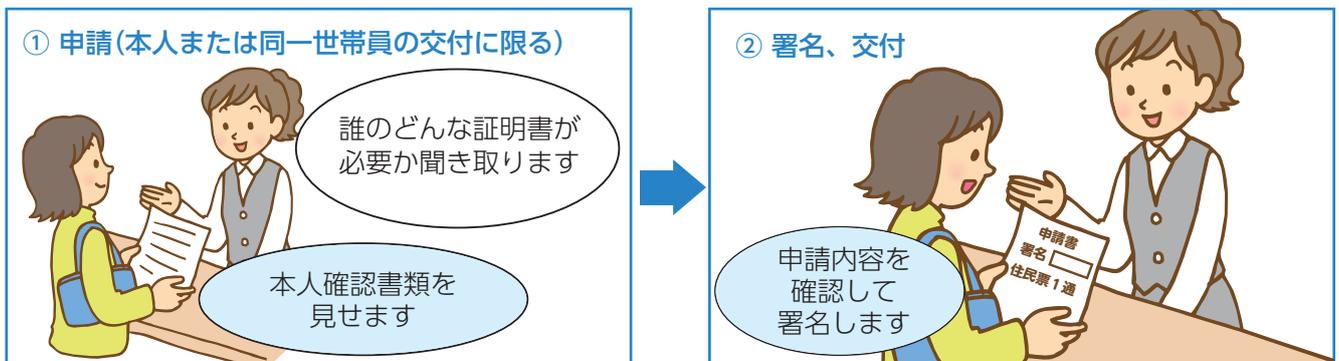
住民票の写しと印鑑登録証明書を申請する際に、受付で職員が聞き取った内容を、申請書に印刷してお渡しする仕組みです。

対象 住民票の写し、印鑑登録証明書(本人または同一世帯員の交付をする場合に限る)

※代理人による申請や戸籍関係書類の証明などは、従来どおり申請書の記入が必要です。

場所 市民課(各連絡所を除く)

申請から交付までのイメージ



これまで申請書に記入していただいていた「窓口に来られた人の情報(住所・生年月日など)」を書く手間が減ります。

マイナンバーカードを持っている人は、 コンビニ交付がもっと便利

マイナンバーカードを使用し、コンビニなどで最新の諸証明を取ることができます。申請から交付まで、各店舗に設置してあるマルチコピー機で行います。

取得できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書(所得証明、課税証明を含む)、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し

※最新のものを以外の諸証明は、窓口で申請してください。

利用可能時間

平日・休日とも6時30分～23時(12月29日～1月3日を除く)

※戸籍証明は平日9時から17時まで。

必要なもの

自身のマイナンバーカード、4桁のパスワード、手数料

※システムメンテナンスにより交付できないときは、市HPに掲載します。

※マイナンバーカードの有効期限が切れている、マイナンバーカードが壊れている、無収入で申告をしていないなどの理由により交付できないことがあります。



待ち時間なし!
市役所に行く
手間なし!



利用できる店舗
情報はこちら



利用できる市町
村情報はこちら

